平成２５年（フ）第７７１号
札幌市手稲区曙５条３丁目14番８号
債務者　細貝　秀昭
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７２号
札幌市厚別区もみじ台南４丁目２番３―103号
債務者　中村匡一朗
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７７３号
札幌市東区北35条東25丁目４番19号
債務者　深田　初江
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９２号
北海道江別市あけぼの町10番地　A17―66
債務者　太田　謙一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第７９３号
北海道江別市あけぼの町10番地　A17―66
債務者　太田美智子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８０４号
札幌市北区太平３条３丁目２番37―201号
債務者　村山　太一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８１２号
札幌市厚別区厚別中央５条５丁目２番25号
債務者　佐藤絵里香
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８３１号
札幌市東区北22条東15丁目２番６号　斉藤ハイツ３号
債務者　中島　真一
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８４０号
北海道恵庭市柏陽町３丁目12番地７
債務者　山田　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８６０号
札幌市北区北32条西３丁目２番18号　レジデンス藤405号
債務者　間瀬　光子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７８号
札幌市豊平区月寒東１条５丁目１番１―201号
債務者　見目　一雄
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８８８号
札幌市西区二十四軒４条７丁目３番６号　パル24Ｂ―201号
債務者　川村　真実
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８９６号
北海道石狩市花川北６条２丁目65番地１　コアティ203号
債務者　笹岡　由佳
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２３号
札幌市豊平区平岸８条12丁目３番70―415号
債務者　本田　惠子
1　決定年月日時　平成25年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９２号
群馬県前橋市青柳町260番地16
債務者　鳥羽　健二
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
群馬県前橋市広瀬町１丁目６番地３
債務者　伊藤　和幸
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４２号
群馬県伊勢崎市境279番地１
債務者　田島　康至
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第１４３号
群馬県前橋市広瀬町２丁目34番地　ＨＤ―529号
債務者　宮前真理子（旧姓木内）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係